

2020年4月13日

栃木県教育委員会  
教育長 荒川 政利 様

全栃木教職員組合  
執行委員長 桑川 祥一

### 学校休業期間における児童生徒の学習権保障と教職員の勤務に関する要求書

民主教育の発展と教育条件整備に対するご尽力に敬意を表します。

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、県立学校はもとより市町立学校も学校休校としています。このような休校措置に対し、元文部科学事務次官の前川喜平氏は「学校の休校は学習権という人権の保障に関わる」、「学校の休校は、民間事業者の休業に比べて安易に扱われる傾向がある。事業者への休業補償の問題が生じないからだ。しかし、休校には子どもたちへの『教育の補償』という大きな問題がある」と指摘し、「休校中も漫然と子どもを放置すべきではない。少なくとも登校日は設けるべき」とし、「子どもの一日は大人の一月にも匹敵する。一日一日が大切な学びと育ちの時間なのだということを忘れてはならない」と述べています（『東京新聞』2020年4月12日「本音のコラム 教育の補償」）。教職員である私たちも、前川氏の意見を正面から受け止め、児童生徒の学習権をどう保障していくか、あらゆる方策を考える必要があると思います。

前川氏も触れた、安倍首相による出勤者を最低7割減らすよう要請。この要請は緊急事態宣言の出された7都府県を対象にしていますが東京都や埼玉県を通勤圏とし、感染者が増加している栃木県も、このことを看過することはできないと考えます。

以上のことを踏まえ、以下のことについて要求します。

#### 記

1. コロナウイルス感染拡大防止を最大限に配慮しながらも、休校期間中の児童生徒の学習権を保障するための施策を講じること。
2. 教職員の勤務について、教員には自宅研修（研究と修養）を幅広く認め、事務職員等については自宅執務とすること。
3. 市町教育委員会にも県と同様な配慮を行うよう働きかけること。

以 上